

茨城県報

号外第94号

昭和60年 7月22日

月 曜 日

公 告

●公害防止管理者資格認定講習の実施

通商産業大臣の委託による公営防止管理者資格認定講習を次により実施する。

昭和60年 7月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 講習を実施する場所及び会場、実施する講習の区分並びに講習予定人員

講習場所及び会場	実 施 す る 講 習 の 区 分	講習予定人員
水 戸 市 緑 町 青 少 年 会 館	水質関係第2種公害防止管理者資格認定講習 水質関係第4種公害防止管理者資格認定講習	100 人

2 講習を実施する期日等

講習を実施する期日	時 間	講 習 科 目
昭和60年 9月18日 (水)	午前9時から午後5時45分まで (第4種の講習については、午後3時45分まで)	公害概論, 水質汚濁関係法令, 水質汚濁関係有害物質処理技術 (第2種の講習に限る。)
9月19日 (木)	午前9時から午後5時45分まで	汚水等処理技術一般
9月20日 (金)	午前8時30分から午後5時30分 まで (第4種の講習については、 午前10時30分から)	測定技術

3 受 講 資 格

講習を受講できる者は、別表に掲げる資格を有する者とする。

4 受講申込みの手続

受講申込みは、次の手続により行う。

- (1) 受講希望者は、様式第1の公害防止管理者資格認定講習受講仮申込書 (以下「受講 仮申込書」という。) を知事に提出するものとする。

なお、受講仮申込書には、別表に掲げる受講資格又は別表の付表に掲げる学歴及び実務の経

験を証する書類（以下「資格を証する書類」という。）を添付しなければならない。

- (2) 資格を証する書類は、その書類に応じて次のとおりとする。

ア 技術士その他の別表に掲げる技術資格については、その資格を証する免許証、免状等の写し（職務経験を要するものについては、事業者による証明書）

イ 別表の付表に掲げる、学歴については卒業証書の写し又は卒業証書（必要に応じ履修科目を証する書類）

ウ 別表の付表に掲げる、実務経験については、様式第2の事業者による証明書（受講希望者がかつて勤務した工場等の事業者による証明書を含む。）

- (3) 知事は、提出された書類を審査のうえ、受講予定者を決定し、受講申込者にその旨を通知する。

なお、受講申込者の数が講習予定人員を上回る場合には、提出された書類の選考により受講予定者を決定するものとする。

- (4) 受講予定者は、受講できる旨の通知を受けたときは、様式第3の公害防止管理資格認定講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に、受講手数料として収入印紙6,000円を添えて提出するものとする。

- (5) 申込関係用紙の請求先及び受講申込書の提出先は、次のとおりである。

なお、用紙の請求に当たって郵送を希望する場合は、郵送料として切手170円を同封するものとする。

水戸市三の丸1丁目5番38号 （郵便番号 310）

茨城県環境局公害対策課 電話 0292 (2) 8 1 1 1 （代表）（内線 2131）

5 受講仮申込書の受付期間及び受付時間

昭和60年8月1日（木）から昭和60年8月15日（木）までの間で平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで（土曜日は正午まで）

なお、郵送による場合は、昭和60年8月15日（木）までの消印のあるものに限る。

6 受講申込書の受付期間及び受付時間

昭和60年8月26日（月）から昭和60年9月5日（木）までの間で平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで（土曜日は正午まで）

なお、郵送による場合は、昭和60年9月5日（木）までの消印のあるものに限る。

7 講習用テキスト

講習用テキストは、次に掲げるものとする。（受講者は、あらかじめ用意し、受講日には、必ず持参すること。）

公害防止の技術と法規（水質編）

（通商産業省立地公害局監修）

発 行 社団法人 産業公害防止協会

別 表

公 害 防 止 管 理 者 の 種 類	受 講 資 格
水質関係第2種公害防止管理者 1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の特定施設のうち、有害物質を排出するもの（以下「水質関係有害物質排出施設」という。）で排出水量（1日当りの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が1万立方メートル未満の工場に設置されるもの 2 水質汚濁防止法の特定施設のうち、水質関係有害物質排水施設以外のもので排出水量が1千立方メートル以上1万立方メートル未満の工場に設置されるもの	1 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門若しくは水道部門に係る第2次試験又は水質管理を選択科目とする衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。） 2 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第4の上欄に掲げる衛生工学衛生管理者免許を受けた者で労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第18条第9号に掲げる業務に係る衛生管理者として1年以上その職務に従事したもの 3 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第18条の規定による保安技術管理者、副保安技術管理者又は係員の国家試験に合格した者 4 毒物劇物取締法（昭和25年法律第303号）第7条第1項に規定する毒物劇物取扱責任者として1年以上その職務に従事した者 5 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定による免許を受けている者 6 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第32条第1項の甲種又は乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者 7 前6号に掲げる者のほか、付表で定める学歴及び実務の経験を有する者
水質関係第4種公害防止管理者 （上欄（ ）内の2に掲げる特定施設）	1 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の2第1項第2号に規定する採石業務管理者として1年以上その職務に従事した者 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第15条第2項の規定により医薬品の製造の管理をする者として1年以上その職務に従事したもの 3 技術士法第2条第1項に規定する技術士（農芸化学を選択科目とする農業部門に係る第2次試験に合格した者に限る。） 4 前3号に掲げる者のほか、付表で定める学歴及び実務の経験を有する者

別表の付表

公害防止管理者 の 種 類	学 歴	実 務 の 経 験	
		実務の内容	経 験 年 数
水質関係第2種公害防止管理者及び水質関係第4種公害防止管理者	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において薬学，工学，化学又は農学（水産学を含み，農業経済学を除く。以下同じ。）の課程を修めて卒業したこと。	汚水等排水施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理	3 年
	2 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において薬学，工学，化学若しくは農業の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5 年
	3 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7 年

様式第1

※ 整 理 番 号	
※ 受 理 年 月 日	
※ 審 査 の 結 果	
※ 講 習 の 期 間	

公害防止管理者資格認定講習受講仮申込書

茨城県知事 竹内藤男 殿

昭和 年 月 日

ふりがな

氏 名

印

現 住 所（郵便番号）	（〒 — ） 電話（ ）
生 年 月 日	
勤 務 先 の 工 場 の 名 称	
勤務先の工場の所在地 （郵便番号）	（〒 — ） 電話（ ）
受講したい講習の区分	

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第2

公害防止実務証明書

受講申込者 住 所

氏 名

年 月 日 生

うえの者は、次の表の左欄に掲げる工場において同表の中欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる実務の経験を有することを証明します。

工 場 名	施 設 名	実 務 の 経 験		
		実 務 の 内 容	期 間	
			年 月 日 から	年 月 日 まで
			年 月 日 から	年 月 日 まで
			年 月 日 から	年 月 日 まで

事業者又は工場長の氏名

印

- 備考 1 施設名及び実務の内容については、できるだけ具体的に記載すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第3

収 入 印 紙
6,000 円
(消印しないこと。)

※ 整 理 番 号	
※ 受 理 年 月 日	
※ 講 習 の 結 果	
※ 講 習 の 期 間	

公害防止管理者資格認定講習受講申込書

通商産業大臣 殿

昭和 年 月 日

ふりがな
氏 名

印

現 住 所（郵便番号）	(〒 —) 電話 ()
生 年 月 日	
勤 務 先 の 工 場 の 名 称	
勤務先の工場の所在地 (郵便番号)	(〒 —) 電話 ()
受講したい講習の区分	

写 真 欄

写真の大きさは、縦、横各5センチメートルとし、提出前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像を張り付けること。

撮影年月日 年 月 日

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所